

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900472号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900215号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成8年3月から平成15年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年3月から平成15年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成13年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成13年10月から平成15年3月までの各月、同年5月及び同年6月に係る訂正後の標準報酬月額(第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間②から⑫までの各期間に係る標準賞与額を別表の3のとおり訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年7月16日、同年12月10日、平成17年12月9日、平成19年12月7日、平成20年7月11日、平成21年9月4日、平成22年12月10日、平成23年7月15日、同年12月9日及び平成26年9月30日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月12日、平成16年7月16日、同年12月10日、平成17年12月9日、平成19年12月7日、平成20年7月11日、平成21年9月4日、平成22年12月10日、平成23年7月15日、同年12月9日及び平成26年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のA社における請求期間③、④、⑨、⑪及び⑫の各期間に係る標準賞与額を別表の4のとおり訂正することが必要である。

平成16年7月16日、同年12月10日、平成22年12月10日、平成23年12月9日及び平成26年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(第1の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成8年3月1日から平成15年7月1日まで
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年7月11日
⑧ 平成21年9月4日
⑨ 平成22年12月10日
⑩ 平成23年7月15日
⑪ 平成23年12月9日
⑫ 平成26年9月30日

私がA社に勤務した期間のうち、平成8年3月1日から平成15年7月1日までの請求期間①について、標準報酬月額記録よりも高い標準報酬月額に見合う報酬の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた。

また、請求期間②から⑫までの各期間について賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたが、その記録がないので、年金給付に反映するように年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し（以下「請求者提出の源泉徴収簿」という。）並びにA社の顧問税理士事務所から提出された請求者に係る支給控除一覧表、源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿（以下「顧問税理士事務所提出の賃金台帳等」という。）により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の請求者提出の源泉徴収簿及び顧問税理士事務所提出の賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該期間に係る請求どおりの届出を行っていない旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成13年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、請求者提出の源泉徴収簿及び

顧問税理士事務所提出の賃金台帳等により、請求者が、当該各期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額及び第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

したがって、平成13年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者提出の源泉徴収簿及び顧問税理士事務所提出の賃金台帳等により確認できる報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑫までの各期間について、請求者提出の源泉徴収簿及び顧問税理士事務所提出の賃金台帳等により、請求者が、当該各期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②から⑫までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑫までの各期間に係る標準賞与額については、前述の請求者提出の源泉徴収簿及び顧問税理士事務所提出の賃金台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の3のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑫までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該各期間に係る請求どおりの届出を行っていない旨回答していることから、その結果、社会保険事務所は、請求者の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間③、④、⑨、⑪及び⑫の各期間に係る標準賞与額については、請求者提出の源泉徴収簿及び顧問税理士事務所提出の賃金台帳等により、請求者が、第3の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額の賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間③、④、⑨、⑪及び⑫の各期間に係る標準賞与額については、前述の請求者提出の源泉徴収簿の賞与額から、別表の4のとおりとすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準賞与額（第3の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900472号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900215号

1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成8年3月から平成15年3月まで	20万円	16万円
平成15年4月	22万円	
平成15年5月及び同年6月	20万円	

2【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成13年10月から平成15年3月まで	22万円	16万円
平成15年5月及び同年6月	22万円	

3【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成15年12月12日	30万2,000円
平成16年7月16日	30万円
平成16年12月10日	61万5,000円
平成17年12月9日	70万円
平成19年12月7日	70万円
平成20年7月11日	70万円
平成21年9月4日	15万円
平成22年12月10日	55万3,000円
平成23年7月15日	65万円
平成23年12月9日	64万2,000円
平成26年9月30日	9万5,000円

4【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成16年7月16日	30万2,000円
平成16年12月10日	62万円
平成22年12月10日	56万円
平成23年12月9日	65万円
平成26年9月30日	10万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900465号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900216号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年1月11日から平成13年10月11日に訂正し、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成13年10月11日から平成14年1月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月11日から平成14年1月11日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の取得年月日が平成14年1月11日と記録されているが、同社には、平成13年10月11日から正社員として勤務し、請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年10月11日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答及び在職証明書により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、B社の担当者は、請求期間は試用期間であり、請求期間当時、A社においては、試用期間中の従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いであった旨陳述している。

また、請求期間当時にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚に照会したところ、複数の者から、試用期間のため入社から一定期間の経過後に厚生年金保険に加入させることがあった旨回答があり、請求期間当時、同社においては、従業員を必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、B社は、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないとしている上、前述の同僚のうち、自身が入社から一定期間後に厚生年金保険に加入したと回答した複数の者は、厚生年金保険に加入していない期間の給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった旨回答しており、A社において、厚生年金保険に加入する前に給与から厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないものの、請求者が請求期間にA社に勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年10月11日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、同社における平成14年1月の厚生年金保険の記録から18万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900470号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900217号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日を昭和46年3月22日、喪失年月日を昭和48年8月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和46年3月から同年9月までは3万円、同年10月から昭和47年9月までは3万3,000円、同年10月から昭和48年7月までは4万2,000円とすることが必要である。

昭和46年3月22日から昭和48年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月22日から昭和48年8月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の被保険者記録がないことが分かった。

私が持っている企業年金連合会老齢年金証書にはA厚生年金基金の記載があることから、同連合会に問い合わせをすると、昭和46年3月から昭和48年7月までA社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であった旨の回答を受けたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、同社から提出されたA社における請求者に係る人事(社員採用)稟議書、退職稟議書及び社員名簿から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の請求者に係る社員名簿を見ると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和46年3月22日と記されており、同日は企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)の資格取得年月日及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記されている請求者の資格取得年月日と一致している上、前述の退職稟議書の退職年月日は中脱記録照会(回答)の資格喪失年月日と符合している。

さらに、B社は、社員名簿等以外に当時の資料は保管していないが、請求期間当時、A社は請求内容どおりの届出を行い、請求者に係る厚生年金保険料を納付した旨回答している。

一方、日本年金機構C事務センターは、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票は所在不明である旨回答しているところ、前述の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号と連番となっている同社の被保険者58名に対し新たに記号番号が払い出されており、このうち請求者を含む複数の者について、資格取得取消等の事跡がないにもかかわらず、厚生年金保険被保険者原票が見当たらないことから、社会保険事務所(当時)における同社に係る記録管理の不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、請求者が昭和46年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和48年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務

所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）の記録から、昭和46年3月から同年9月までは3万円、同年10月から昭和47年9月までは3万3,000円、同年10月から昭和48年7月までは4万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900501号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900218号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年6月16日から同年7月16日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和36年6月16日から同年7月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和36年6月16日から同年7月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年6月16日から同年7月16日まで

訂正請求記録の対象者は、昭和29年から平成8年までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録を見ると、請求期間の被保険者記録がない。

請求期間は、訂正請求記録の対象者がA社から同社C工場へと転勤した時期に当たると考えられるところ、請求期間のみ勤務していなかったことはないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者について、雇用保険の記録、請求者から提出された年金手帳、B社から提出された労働者名簿及び社会保険被保険者台帳、同社及び同僚の回答等から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和36年7月16日にA社から同社C工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社における昭和36年5月の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険出張所(当時)は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900504号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900031号

第1 結論

平成5年7月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月から平成9年3月まで

昭和54年8月に国民年金に加入した後、平成5年7月にA県B郡C町からD市に転居し、同市役所の窓口において国民年金保険料の口座振替の申出を行い、郵便局の預金口座から請求期間に係る国民年金保険料を口座振替により納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間のうち平成7年7月を除いた期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、平成7年7月は保険料納付済期間となっているが、重複して納付していると思うので、年金記録が訂正された場合は、当該年月の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年7月にD市役所の窓口において、国民年金保険料の口座振替の申出を行い、毎月、郵便局の預金口座から請求期間に係る国民年金保険料が口座振替されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間(平成7年7月は除く。)に係る国民年金保険料が未納となっていることに加え、D市は、被保険者等から国民年金保険料が納付された場合、国民年金被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)に、当年度を全て納付したときは「完納」、単月で納付したときには当該月に「納」の押印を行っていた旨回答しているところ、請求者の被保険者台帳の納付記録の欄には、請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示すこれらの押印はいずれも確認できない。

また、前述の請求者の被保険者台帳を見ると、平成5年度及び平成8年度の納付記録の欄に、D市が現年度の未納保険料に係る督促文書と納付書を郵送していたことを示す「督」が押印されており、請求者が、毎月口座振替により国民年金保険料を納付していたとする主張と符合しない。

さらに、請求期間当時、D市は国民年金保険料の口座振替による納付の申出があった被保険者等に対し、納付期限に国民年金保険料が口座振替されると領収証書(はがき)を送付していたところ、請求者は同市から領収証書が届いたことはない旨陳述している。

加えて、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にD市で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。